**平成２３年（フ）第１４３号**
三重県四日市市赤水町1145番地１　あこず団地Ｒ８―403
債務者　松原　敦子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１４９号**
三重県四日市市馳出町１丁目18番地
債務者　米澤　　満
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１５０号**
三重県四日市市室山町628番地
債務者　矢田　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１５７号**
三重県三重郡菰野町大字川北975番地１
債務者　森川　広美（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第１５８号**
三重県四日市市天カ須賀５丁目２番33―204号
債務者　平　　邦雄
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２３年（フ）第６２号**
滋賀県犬上郡甲良町大字長寺654番地１
債務者　山田　治喜
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２３年（フ）第８８号**
滋賀県東近江市中小路町569番地５、前住所滋賀県栗東市高野378番地１　403号
債務者　藤原　孝行
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第１７７７号**
広島市安佐南区山本９丁目１番29号
債務者　舛元　幸代
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４４３号**
広島市佐伯区海老園２丁目16番13号
債務者　高杉　邦子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第４４４号**
広島市佐伯区海老園２丁目16番13号
債務者　高杉　　謙
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第５８５号**
広島県東広島市西条東北町３番41号アメニティヴィラ204
債務者　古原　　隆
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第６０１号**
広島県廿日市市佐方４丁目６番71号
債務者　ブルーマーメイドこと　福徳　智子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７２９号**
広島市西区大芝１丁目23番10―202号
債務者　お食事処味楽こと　田原　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第７３０号**
広島市西区大芝１丁目23番10―202号
債務者　山代　雅明
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第８０４号**
広島市安芸区矢野西４丁目57番14―1003号
債務者　椎葉　泰輔
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２３年（フ）第３３８号**
高知市本町２丁目２番４号　甲藤ビル４Ｆ
債務者　國澤　みほ
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３４０号**
高知市杉井流６番10号　ハピネス杉井流301号
債務者　阿部　知子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第３４５号**
高知市孕西町４番地　横山マンション２Ｆ西
債務者　西﨑　静江
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
高知地方裁判所破産係